

3 住まいのための福祉資金を借りる

生活福祉資金の貸付

所得の少ない世帯、高齢者、障害者のいる世帯に対して、資金の貸付を行い、生活の安定を支援します。ただし、すべて未契約・未払いのものに限ります。

対象となる方

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯



貸付上限額

- 住居の移転に必要な経費：50 万円
- 住宅の増築・改修・補修・保全に必要な経費：250 万円

利子

保証人あり：無利子、保証人なし：年 1.5%

※収入の上限等、さまざまな対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ

(福) 墨田区社会福祉協議会 ☎03-3614-3902

- (福) 墨田区社会福祉協議会ホームページ



東京都母子及び父子福祉資金の貸付

ひとり親家庭の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします。貸付には審査があります。事前のご相談が必要です。

対象となる方

- 都内に 6 か月以上居住していること。
- 20 歳未満の児童を扶養するひとり親世帯の母または父であること。
- 連帯保証人がいること（原則）。

※詳しい要件はお問い合わせください。

貸付上限額

- 住宅の移転に必要な経費：26 万円
- 住宅の増築・改修・補修・保全に必要な経費：150 万円（災害、老朽等による増改築および住宅建設・購入の場合 200 万円）

利子

連帯保証人あり：無利子、連帯保証人なし：年 1.0%

問合せ

地域福祉課 ひとり親・家庭相談担当 ☎03-5608-1295（庁舎 3 階）



- 区公式ホームページ

